「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

１． サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

〇企業間の連携

取引先の円滑な事業承継に向け、現状把握から課題の整理を行い、必要に応じて外部専門家等と連携し、各種対策の検討や解決策をご提案します。

また、後継者不在企業に対しても、地域の雇用を守り地域経済を活性化するためにも、外部支援機関と連携してＭ＆Ａ支援に取り組みます。

〇専門人材マッチング

「有料職業紹介事業」の許可を取得し、取引先企業が抱える様々な経営課題解決に対応可能な人材を紹介しています。

本業務を通じ、取引先の事業成長のご支援、地域経済の活性化に貢献します。

２． 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は取引における適正な支払期日までに現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

３．その他

当金庫は協同組織金融機関である信用金庫として、「地域とともに」のビジョンのもと、地域、取引先、当金庫（職員）がともに発展する「三方よし」の実現を目指しています。本宣言の趣旨は、当金庫のビジョンと一致するものであり、パートナーシップの構築を通じ、地域社会の発展に貢献いたします。

令和６年３月１３日

瀬戸信用金庫　　理事長　成田 順一